

平成30年度震災復興発信映像制作業務 受託候補者審査会 審査基準

平成30年度震災復興発信映像制作業務受託候補者審査会の審査基準に関し、以下のとおり定めるものとする。

1 審査方法

- (1) 市職員で構成する審査会において、審査を行う。
- (2) 審査方法は、審査項目ごとの評価点数の合計点数を競う「プロポーザル方式」により行う。

2 審査の手順

- (1) 提案書受付時に復興総室（以下「事務局」という。）にて提示金額が提案上限額以内であるかを確認する。提示金額が提案上限額を超えている場合には、その提案書は審査から除外する。
- (2) 各審査員は提出の記載内容を確認する。
- (3) 審査会にて提案者からのヒアリングを実施する。
- (4) 各審査員は、「3 審査項目」に示した項目ごとに評価する。
- (5) 事務局は、(4)において各審査員が評価した点数を合計し、全審査員の合計点数を提案者の得点とする。

3 審査項目

審査項目		評価の視点	配点	
提案内容	業務目的・内容の理解	・本業務の目的及び内容を十分に理解した企画提案となっているか。	10	45
	企画コンセプト	・広く市内外の方を対象として想定しているか。 ・本業務の目的にあった明確なコンセプトを設定しているか。 ・効果的な発信戦略を想定しているか。	5	
	編集・構成方針	・企画コンセプトを効果的に表現できるものとなっているか。 ・視聴者の印象に残るような構成となっているか。 ・構成のバランスがとれているか。	5	
	映像の収集・撮影方針	・本業務の目的にあった映像の撮影・収集について具体的な提案があるか。 ・第三者の著作物の使用については適切な対応が想定されているか。 ・取材先への事前・事後の配慮は十分想定されているか。	5	

	取材対象	・企画コンセプトを効果的に表現できる取材対象を想定しているか。 ・広く市内外に発信することを踏まえ、魅力的な取材対象を想定しているか。	10	
	独自性	・効果的な発信を行うための独自の企画や技術等の提案がなされているか。	10	
実施体制等	実施体制・スケジュール	・提案した企画を実現可能な体制、スケジュールとなっているか。	10	15
	過去の業務実績	・過去の業務実績は、本業務を遂行する上で十分なものが。	5	
合計			60	60

※全審査員が満点の場合、合計点数は 300 点。

4 受託候補者の選定

- (1) 審査の結果、合計点数の最も高い提案者を候補者として選定する。
- (2) 複数の提案者が同点の場合には、審査項目のうち、「提案内容」の合計点数が高い者を上位とする。「提案内容」の合計点数も同じ場合は、くじにより決定する。
- (3) いずれの提案も合計点数が 180 点以下の場合には、要求する水準に満たないものとして候補者の選定に至らないものとする。